

(別紙)

錦鯉一用語の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
4 用語及び定義		
4 a) 一般		
4 b) 品種		
錦鯉業界にいました。錦鯉の「紅白」「大正三色」「昭和三色」のような“品種”は、犬でいう「柴犬」「プードル」のような“別種”レベルではなく、あくまで人間が選別・固定してきた観賞用の系統・柄分類に近いと考えます。税金でそこまで力を入れるほどのことなのか疑問です。	1	錦鯉における品種については、御指摘のとおりであり、本JASでも「一定の外観上の特性に応じて改良及び選別され、同一の単位として分類される錦鯉の類型」と定義し、「生物分類学上の種 (species) とは異なる。」と注釈も記載しています。 JAS制度では、ビジネスにおいて戦略的にJASを活用したい事業者・団体、産地・地域からの提案を受けて、官民連携により規格化することが可能であり、本JASについては、全国錦鯉振興会からの提案を受けて、令和4(2022)年に制定されたものです。 なお、錦鯉は、輸出の重要品目としても掲げているところです。
「変わり鯉」のうち全身が光り輝くものを「光り変わり鯉」として新たに分類することに賛成します。 本規格における「錦鯉」は、主として観賞魚としての品種・品種群の用語整理を目的とするものであり、食用の鯉又は鯉料理の表示・流通分類を直接定めるものではないことを明確にすべきではないか。	1	本JASでは、「錦鯉」を「観賞用として外観上の特性を有した鯉 (<i>Cyprinus carpio</i>) の総称」と定義しており、食用の鯉は対象としていません。

※今回の改正案に直接関係のない4件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。